

新入園児を募集します

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、保育園・認定こども園、事業所内保育施設の利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定の種類



表1 教育・保育給付認定の種類

区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号 (教育認定)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 事業所内保育施設

保育を必要とする事由

- 保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合
- ① 就労(月64時間以上の就労が必要)
 - ② 妊娠・出産
 - ③ 保護者の疾病・障害

☑ 困 子ども課 幼児教育保育係 (☑ 内線 1163)
☑ 住民福祉課 福祉子ども係 (☑ 内線 2154)

- ④ 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学

- ⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる
- ⑨ その他

入園資格

○ 認定こども園

3歳児から小学校就学前の子ども(平成27年4月2日～平成30年4月1日生)または令和3年度中に満3歳になる子どもは、1号の認定が必要となります。

○ 保育園・認定こども園

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する0歳児から小学校就学前の子どもは、2号、3号の認定が必要となります。

○ 事業所内保育施設

保護者が保育を必要とする0歳児から2歳児までの子どもは、3号の認定が必要となります。

申込書類

8月26日(水)から各施設(表2参照)または☑子ども課・☑住民福祉課で配布します。

認定こども園を希望する場合は、申込書類のほか、別途入園願書などが必要になる場合がありますので、あらかじめ各施設へご確認ください。

申込み

申込期間 9月16日(水)～30日(水)

申込期間内に申込書類を第一希望の園に提出してください(先着順ではありません)。

※市外の保育園などを希望する場合は、☑子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)。

※園によって、方針や取組はさまざまです。必ず事前に、希望する園をお子さんと一緒に訪問してください。